

第 2 5 号議案

足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「
法」という。）第 6 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、建築物の敷地、
構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正かつ合理的な土
地利用を図り、良好な市街地環境を確保することを目的とする。

(適用区域)

第 2 条 この条例の適用を受ける区域は、平成 1 6 年足立区告示第 4 1
5 号に定める東京都市計画地区計画東綾瀬二・三丁目地区地区計画（
以下「地区計画」という。）の区域のうち地区整備計画が定められた
区域（以下「地区整備計画の区域」という。）内とする。

(建築物の用途の制限)

第 3 条 前条に規定する地区整備計画の区域において区分された地区（
以下「地区の区分」という。）内においては、別表の地区の区分に応
じ、それぞれ同表ア欄に掲げる建築物以外の建築物を建築してはなら
ない。

(建築物の容積率の最高限度)

第 4 条 建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以
下同じ。）は、別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる
数値以下でなければならない。

- 2 前項に規定する延べ面積には、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として算入しない。
- 3 第1項に規定する延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面（建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。ただし、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合は、高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。）からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合は、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1）は、算入しない。
- 4 第1項に規定する延べ面積には、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。
- 5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）第6条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第7条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定建築物」という。）の特定施設（同法第2条第4号に規定する特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成6年政令第311号）第18条の規定により、認定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。
- 6 法第52条第13項の規定により特定行政庁が許可した建築物の容

積率は、第1項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとすることができる。

(建築物の建ぺい率の最高限度)

第5条 建築物の建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)は、別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値以下でなければならない。ただし、区長が公益上必要と認めて許可した建築物にあっては、同表ウ欄に掲げる数値に10分の1を加えたものをもって、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値とする。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第6条 建築物の敷地面積は、別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表エ欄の数値以上でなければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物の敷地にあっては、この限りでない。

(1) 税務署、郵便局、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの

(2) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、診療所、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの

2 前項の規定は、同項の規定の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定の改正後の同項の規定の施行又は適用の際、改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することとなった土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の

規定に適合するに至った土地

(壁面の位置の制限)

第 7 条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度は、地区計画の計画図 3 に示す壁面の位置の制限の数値とする。ただし、建築物の地盤面下の部分については、この限りでない。

(建築物の高さの最高限度)

第 8 条 建築物の高さは、地区計画の計画図 4 に示す高さの最高限度の数値を超えてはならない。

2 前項の建築物の高さの算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 2 条第 4 項に規定する水平投影面積の算定方法による。) の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

(2) 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。

(垣又はさくの構造制限)

第 9 条 建築物に付属する塀で道路に面する部分の構造は、当該道路面より 0.6メートルを超える高さの部分について、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造又はこれらに類する構造としてはならない。ただし、法令等の制限上やむを得ないものは、この限りでない。

(一定の複数建築物に対する制限の特例)

第 10 条 法第 86 条第 1 項又は第 2 項の規定により認められた一団地内に 2 以上の構えを成す建築物又は一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として建築物が建築される場合に

において、当該区域内に存することとなる各建築物に対する第4条から第7条までの規定の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

- 2 法第86条第8項の規定により公告された対象区域（以下「公告対象区域」という。）内の法第86条の2第1項の規定による認定を受けた建築物及び当該建築物以外の当該公告対象区域内の建築物については、前項の規定を準用する。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

- 第11条 この条例において「基準時」とは、法第3条第2項の規定により第3条、第7条及び第9条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。

- 2 法第3条第2項の規定により第3条、第7条及び第9条の規定の適用を受けない建築物について、増築及び改築に係る部分の床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に2以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）が50平方メートルを超えず、かつ、基準時における床面積の2分の1を超えない場合においては、当該建築物のうちこれらの規定に適合しない既存部分について、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条、第7条及び第9条の規定は適用しない。

- 3 法第3条第2項の規定により第3条、第7条及び第9条の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条、第7条及び第9条の規定は適用しない。

（公益上必要な建築物の特例）

- 第12条 区長がこの条例の各規定（第4条及び第5条を除く。）の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと

認めて許可した建築物又は建築物の敷地については、その許可の範囲内において、当該各規定は適用しない。

(建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合の措置)

第13条 建築物の敷地が地区整備計画の区域の内外にわたる場合における建築物の用途の制限に係る規定の適用については、当該敷地の過半が地区整備計画の区域内に存する場合に限り第3条の規定を適用する。

2 建築物の敷地が地区整備計画の区域の内外にわたる場合における敷地面積の最低限度に係る規定の適用については、当該敷地の過半が地区整備計画の区域内に存する場合に限り第6条の規定を適用する。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当するものは、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主(建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことによって、第6条第1項の規定に違反した場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者)

(2) 第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して前項の刑を科する。

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたとき

は、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条 第6条関係）

地区の区分	ア	イ	ウ	エ
	建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度
住宅地区 A	1 共同住宅、寄宿舍又は下宿 2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの 3 自動車車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの又は都市計画として決定されたもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 4 税務署、郵便局、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの 5 前各号の建築物に付属するもの	10分の15	10分の4	1,000㎡
住宅地区 B	1 共同住宅、寄宿舍又は下宿 2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの 3 自動車車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの又は都市計画として決定されたもの（3階以上の部分をその			

	用途に供するものを除く。)		
住宅地区C	4 税務署、郵便局、警察署、保健所、消防署 その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム その他これらに類するもの 6 診療所 7 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 8 前各号の建築物に付属するもの		

(提案理由)

建築基準法の規定に基づく地区計画を実施する必要があるので、この条例案を提出いたします。